

市民権剥奪^{もど}擬き仕打ちに関する陳情書

5

主 旨

遺失物を届け出せず、室へ持ち込み、収入としていた、経理事務の不始末が露見しました。
 10 調査に及んだ会計課の報告は「手続無効」。私が遺失者であったことからか、突然、「寄せ附けるな」の姿勢に出られて今日に至ります。

市民の奉仕者たる行政機関が、市民を村八分に^まする。況してや、市民を罪人にまで仕立て上げ、執拗に迫るは何かがあるだろうと、説明なくしての、この扱いに出くわしています。

斯くして、何があるとしてか、「地方自治法第 100 条」に照らし、委員会を設けて調査、
 15 検証、市民権復活の措置を講じられたく陳情します。

市と私との関係

私（以下、市民の^〇）は、この 10 年が程、「寄せ附けるな」との命令があったとて、
 問い合わせには一切応じないとの仕打ちを受けています。

20 これらの事、何を以てしてかを知りません。何故なら、寄せ付けない態勢にあるからです。
 船橋市とは、私、一切の関係がありません。何がどうしてか。例えるに、^〇部長の^〇
 さんが、秘書役の^〇課長補佐へ問い掛けても、この職員はスポークスマンの立場でした
 が、^{とぼ}惚けられて究明なし難く、「お体をご自愛」としか申し上げられないとの、手紙を寄
 せるしかなかった程に、秘密の事項であるようです。

25

事の始まり

発端は何か。思い返しますと、私の住所、氏名で公文書が仕立てられていることが、内部
 資料の露頭で知れ、会計課が調査に入っの報告は「原資（遺失金）を残して、無効。上司
 へ報告する」（会計課女性職員）でした。これが下地にあるのではと推し量るのみです。

30 それでは、平成 24 年 6 月 19 / 20 日に起きた会計課の経理事務に、不正の^{かど}廉があったの
 かといえば、この公表の後、本来であれば、「事故報告」（「船橋市予算会計規則第 130 条」）
が仕立てられて然るべきに、「当時の担当職員が仕出かしたこと」と、1 年以上も言い分け
 をし、「手を付けるな」との命令があって、その俤にある事を以てすれば、公表の内容は事
 実を物語っているようです。

35

事件のあらまし

では、その不正事件とはどんなものであったか。内部文書に当たって整理すると、会計課

職員が来庁者と接触中、回答内容を確認するべく室へ戻り、立ち戻ると、その来庁者の姿が見えなかったので、玄関口まで探したが見当たらず、そこで、置き忘れられてある紙袋を室内へ持ち込み、中味を点検、遺失物に収受の印を押して金庫へ収め、その翌日、「仮受金口座」(貸方勘定)へ収め、遺失物で知れた住所、氏名で納付書を偽造し、一般会計口座へ、
5 会計課職員が入金していました。

「内部文書でメモ」と格付けされる「領収書」が露頭した後、[]と会計課幹部連が、[]課長を交えて、当時の事を聞き取り、纏めた内部資料に当たって知れる、これらの事の信憑性とは言えば、「収受印」の押された内部資料が証拠立ててくれます。

この収受印は、遺失物を室へ持ち込んだ、その日に、その遺失物へ押されています。

10 寄付の名目で収入としたのが、その翌20日で、この手続は、会計課の事務で終わっています。

「内部文書でメモ」が露頭し、調査に入った平成27年の当時には、会計課に、簿冊文書は存在しませんでした(会計課公表発言)。と言う事は、保管文書は、この一点に尽きましようか。

遺失物へ収受印、この時点で遺失物は公金と化し、「借受金口座」へ収められ、序で、一般会計口座へ入金され、遺失物の三千万円は、神隠しめいた事になって、形跡を残しませんでした。
15 た。会計士の調査が待たれるところです。

名義を盗用した市民への仕打ち

会計課の調査報告があつて月日が経過し、旧知の[]事務局長を訪ねるや、突然、「敷居から出てくれ。出ないのなら」と凄まじく言われました。

20 何があつてかと、[]課へ問い合わせれば、「聞かないでください。お願いします。お願いします」と課長補佐より嘆願され、何かが起きているらしいと受け止めました。

暫くして、市民の声を聞く課を訪れ、再任用の副主査に説明を受けているところへ、若い職員がやって来て、「ほかでやれ。ここでなくてもいいだろう」と捨て台詞を吐かれ、それが2度もであれば、締め出しの命令は本当であったのだと、ここで承知させられました。

25

裏に「寄付はあった」の創作

名義を盗用したことの修正もせず、遺失物をネコババして、追い払って終わりの態勢にある、これは何だろうと疑念を抱いているところへ、情報が寄せられました。

30 「遺失物ネコババ」事件が、寄付に様変わりした裏事情は、会計課が「メモと認定、この手続は無効」と公表した、その領収書を、担当課選定に当たっていた[]課長補佐が、「少し間違いはあるが、領収書がある」と見立てたことに起因します。

公文書であれば「船橋市長松戸徹四郎」であるべきに「会計責任者」とあり、日付は銀行の収受日付印のひと月後になっていることなど、銀行筋でも解けない謎だらけでしたが、これが、「関連公文書は皆無だが、寄付はあった」に落ち着かせる要因でした。

35 この当時まで、寄付のことは話題にならず、「[]」が加わって決めた担当課は社会教育課だと、これが問題になりました。

[]課長が、法務課へ回答の催促をしたことで、起案書が届けられました。それには、「寄付は贈与で」などと、寄付のことが書かれてありました。そこで、「どういうこ

と」と問えば、[]課長補佐が、「寄付調定があつての説明かと」というので、「基金の担当は財政課だろう。何で法務課が答えるのよ」と呆れ返り、問題を社会教育課長へ委ねる担当課選定には、市民の声を聞く課が社会教育課を説得し、「何をやるかが分かって引き受けるのかと問い掛け、分からせてでなければやらせられない」と決めていました。

5 話は逸れますが、「この回答は後々、問題を生む」と幹部連は感じ取りました。贈与とは「相互間での取り決め」が前提で定義付けている法であれば、解釈ならず、「寄付はあった」と証拠立てようとの策に出た積もりなのでしょう。担当課選定は「寄付を扱う」秘密結社であったのではと疑念を抱いたのです。(後々の経過を追うと、訴訟での船橋市側の陣営は、市長を代表とする社会教育課幹部連で構成されていて、これは「遺失物ネコババ事件をカモフラージュするには、寄付とするよりは」との、思いがあつての計画であつたと推し量るのみです。)

10 然し、「[]が一緒に決めたこと」だということで、この問題は表舞台より消え、それ以来、どうなつて行つたかは[]課長補佐のみぞ知るで、分からない様相を呈しました。

総務課総務係は事件の全貌を記録する役目を負うとて調べ上げ、この件を[]課長へ問い掛け、課長は「寄付は財政課長の専権事項」と見解を示し、「会計課も何れの課も、何かがあれば呼び付けるが」との、この録音を以て幹部連は承知しました。

15 問題が教育委員会へ移ってしまつては詮方なく、総務課も財政課も手を引き、私もですが、[]課長補佐の「寄付はあった」が、「船橋市見解」となつていったらしく見受けられ、この事の後として、私を「寄せ付けるな」となつていく過程を踏むわけです。

この「寄付は贈与」の言い分は、後々糸引くとの見立て通り、。裁判の判決に「この寄付は贈与」と出てくるのです。そうしますと、これらの事は、「寄付はあった」とする、前触れであつたらしきもあるのです。

この当時は既に、関係者は異動しています。残るのは、社会教育課が納付書を作成している事のみで、この事を以て、寄付担当と受け止められるようになっていく過程を経ていくわけです。

25 全て推し量る、資料がないのですから致し方ありません。ですから「答弁書」の、弁護士3名でなる「寄付があり、その関係ある人物」と、裁判官へ思い込ませる方便としての、捏造した虚偽公文書。この内容より、遺失物を寄付金に仕立て、納付書を作成していたことを以て、寄付はあったに相違ないとして、それを定理とし、「邪魔者は消せ」とて、私の締め出しに掛かつていたと受け止めざるを得ませんでした。

30

「寄付はなかった」への様変わり

年数を経てのこと。[]課の課長を差出人とする「文書番号」が郵送されて来ました。これは、初めて受け取る、船橋市よりの公文書です。

35 それには「寄付者は[]、寄付金は三千万円で、その日付は平成24年6月20日」とあり、「船橋市としては、問い掛けに応じない姿勢にあり、若しも」その時はという内容で、説明を請うて来たら、ぶっ殺すというのか、何なのか。脅しの公文書を発して来たのです。

ところが、間もなくして、「追而書」のように、[]課係長による「文書番号」

が寄せられ、「この件」即ち、村八分にしている事でしょうか。「これ以外では、市民として扱う」とあり、驚く事に、「寄付は無かった。然し、船橋市としては」という内容でした。

どこかの強制で書かされたのでしょうか、「寄付は無かった」というのです。

5 という事は、どういう事なのでしょう。散々、市民を痛め付け、説明責任を果たさず、名義を盗用して置きながら、何らの措置も講じず、そして、「寄付は無かった」。議会を騙し、船橋警察署の捜査に「寄付だ」と嘘をつき、ここに至って、それはなかったというわけです。

寄付調定は無かったが「判決では」と、事件をお蔵入りさせた市の姿勢

10 船橋市は「判決で、寄付はあった」のだから、市はそれに従い、この問題は決着が付いたので、手を出せないと封印、問題は無かったと結論付けて、お蔵入りさせています（[REDACTED] 課長「文書番号」）。

三権分立にあって、司法が行政を凌駕し、それに従うのが行政の姿勢とは理不尽も極まりないところ。頼るところの判決は、弁護士連が偽造した「答弁書」で、寄付があったのなら、「寄付申込書と調定決裁書」を、書証として提出しろと出なかった、裁判官の落ち度が誤審
15 となって、船橋市の窮状を助ける結果を生みました。

これまでが、大まかな過程です。

船橋市と私との関係はないのですが、これまでの経過を追って、船橋市と私とには、相互関係があるように見受けられませんか。

20 こういう事です。船橋市が相手にしている[REDACTED]は、船橋市が仕立てた、私のゴーストというか、「遺失物の[REDACTED]」なのです。

内部資料が露頭し、それには、私の遺失物から盗用した住所、氏名が使われていました。その裏事情を知らないで、名義を使われた私を相手に「寄付者だ、寄せ付けるな」とやっているわけで、十二分に理解あられたく望む次第です。

25 この問題は、①遺失物法」に従い、届け出ていれば、何のこともなかったのです。②遺失物横領の手に出て、24 時間以内に収入として、歳入手続の執行に至っていなければ、何もなかったことでした。③この事件が内部文書の漏洩で表に出て、「則第 130 条（事故報告）」に従い、修正手続を踏んでいれば、何もなかったことです。

30 ところが、「隠蔽」事件を隠蔽することに拘泥する余りに、遺失者の[REDACTED]のことが気に掛かり、先ずは、出方を探って防御の態勢を敷き、何もさせないと手足を縛り、その勢いで、罪人に仕立てれば寄り付くまいと、ここまでボルテージが上がってしまったわけです。

35 どこが、作戦本部なのか掴めません。会計課内の出来事なのに、担当課が教育委員会になっているように、職員課を除いて市長事務部局も又、何が何なのか掴めないわけです。寄付だというのなら、担当課は財政課でしょう。では、教育委員会は、何があって関係し、市長代理は社会教育課の幹部 3 名なのでしょう、分かりません。寄付だというのなら、市長の専権事項でしょう、解せません。

寄付はなしで寄付金はネコババの怪

ここに至って、庁内で何があってか、「寄付はなかった」と言い始めました。

それなら、寄付金に仕立てていた原資は何であったのか。この修正措置が執られなければならない筈なのに、封印してしまっているのです。

問題ではありませんか。寄付金と名目立てした原資は遺失物でしょう。

5 締めとして

船橋市の体質として、隠蔽に走るは常道で、この時とばかりに力量発揮の職員がいる程で、かつて、これと瓜二つの事件がありました。決まって「寄せ付けるな」。これが常道で、始末が付かなくなって■■■■氏が、「皆、手を引け」と指令を発するや、この一声で、事は収まりました

10 そうしますと、■■■■課の課長をはじめ、猫なで声で「いや、いや、市民の皆様は」と、こんな分けでした。

この度の事例でも、幹部連は「誰か、一人ぐらい、発言する者は居なかったのかね」と慨嘆した、それ程に問題が潜む、悪習から脱しきれないであるのが船橋市なのです。

この度の事例を検証するに、担当課が存在しないのです。■■■■課長へ書かせた
15 それも、どこからの発信かは分からないのです。それに又、幹部連は、唯々諾々と従うのです。

これを是正するには、「船橋市例規」遵守の掟を守らせるより外に手立てはないのです。当初の、遺失物をネコババして、収入にしていた事でも、会計課が納付書を偽造するなんて事もないのに、それをやらかしていたのです。その日に、この不正はバレたそうです。だっ
20 たら、修正を加えれば良いのに、隠蔽に奔っていたのです。

して、この度の、会計課の調査にあつてしても、「事故報告」に至らしめませんでした。折角、「船橋市予算会計規則第 130 条（事故報告）」に、事の顛末を報告し、この事件にどう決着を付けるかの案を、市長へ報告する」とある、これに従っていれば、寄付を捏造することなどなかったのです。

25 市民を痛め付ける、私の場合は、罪人に仕立てられました。東京国立博物館が褒賞の手続を済ませるや、文化庁は、犯罪歴があるからと、却下してきました。市は、私の名誉をも奪ったのです。議会事務局が、この顛末を長いこと、インターネットで放映してくれましたが、この事件は、教育委員会で起きました。全てが、教育委員会内の出来事に仕立てられているようなのです。

30 付き合いのある■■■■へアポを取り、その当日、台風の中を向かえば、当人は不在。引き下がろうとした刹那、2人の職員が寄って来て、名乗らず、用件を言わず、小一時間拘束されて「部屋へ」。それも、代わる代わる促しの手に出るのです。密室に入れられ、相手は3人。何が起きるか想定すれば身の竦む思いで、こちらはパニック状態。「横から、口を出すな」とビニー傘でこずけば、「暴力だ、警察を呼べ」と課長、大声を張り上げる始末。■■■■

35 ■■■■課の係長等に助けられ、収まったかと言えさ^{あら}に非ず、■■■■より「訴えるからな」。全く接触のない教育委員会教育総務課の企て^(で)、社会教育課を巻き込み、誘拐に走った、その理由は未だして分かりません。

市民や団体の出入りに関わる対処のマニュアルは「庁舎管理規則」で、条項によって定め

られています。それに、警察へ突き出すなどのことは無記載です。ですから、全国的に前例のない、この規則違反の事件が起きたのです。

見ず知らずの幹部連に迫られた、その場を船橋市は、「寄付で関係があつて」として、応接中に暴力を振るわれたと訴え出たのです。証言にあつて[]課の係長が、「刑の許す限り、極刑に」と、こう訴えたのですよ。何の関わりもなかった私を、無関係な彼がです。
5 無関係にして接触なきに、拉致まがいの手に出て、こんなことありますか。

無念です。彼がこのシナリオの制作者で、教育長を騙して、毆を仕掛け、私を痛め付ける算段にあつた分けです。何が何でも分かりません。

10 締め括りとして

ここに紹介したことは、私の体験録です。元新聞記者、考証史家の調査結果ですから、記載事項を公文書で否定するのは不可能でしょう。「船橋市例規」等は、幹部連が提供してくれ、学びました。大橋和夫市政当時よりの関係が深かったからです。平素、行政の改革、改善を旨としていたことより、調停の役割少なくとも、この事件に於いても、第三者としての扱いをしています。
15

この事件は、[]の指示に従い、会計課と社会教育課が巻き込まれ、遺失物を収入とする経理事務の執行に至っていた、それだけのことです。

すぐにバレて、修復せずに隠蔽に走りました。命令されて従った会計課と社会教育課は、原資が何だかも分からず、入金の手続をさせられてですから、「こんな事でなかったのでは」と、メモったのが、露顕した「領収書」です。
20

この内部資料が表に出た際に、「予算会計規則第 130 条（事故報告）」の手を打っていれば、問題化されることはなかったのです。幹部連は「初動が悪かった。取り巻き連じゃないよ。何でも知っていたんだから」と指摘していました。

この事件は、事務部局の問題ではない事になっているようです。教育委員会の問題として現在もある、このあやはやは溶けません。「納付書」を書かされただけの課。内部文書をプールしていない課が、「寄付調定の課」と位置づけられているのですから、整理の付けられよう筈がないのです。
25

前段で紹介した、「寄付者は私で、契約は何日」と決め付けた、その証拠は「領収書」として、納付書作成に当たって、財政課が「科目を寄付にしておけ」と指導した、その結果の「寄付金」を借りてきて、遺失物で知れた名義を市民の私を寄付者に仕立て、「寄付はあつた」と細工したまでのことです。
30

これは経理事務ですから、伝票扱いで済ませられ、証拠は残りません。ですから、「寄付はあつた」としても、証拠は一切ありません。

然し、現在でも、「寄付はあつて、寄付者は私。当初より市は、相手にしない。寄って来たら」との姿勢にあると、宣告文を発しています。
35

市民、団体の出入りに関しては、「庁舎管理規則」で定められていて、それに私の言動が抵触すると言うことでしょう。

市議会への要請

申請するに当たり、前段に事象を上げましたのは、「市民を寄せ付けない」要因ではなかろうかとする、知り得た情報です。申し立てる問題は、市民を仮想敵にしつらえ、「寄せ付けるな」と防御の姿勢に出る、この方針が「地方自治法」、格別「第2章第10条～（住民）」
5 に適合するやいなやの問題です。

この事件は、司法では扱わない、と聞き及びます。金銭で対価する問題ではないからだそうです。

弁護士は、三権分立にあって、自浄作用を効かせるのが議会の役だと言います。

そう言えば、「地方自治法第100条」は、議会へ調査権を与えています。百条委員会の調査結果を以て、市長へ、提言をなすのが議長の役目とて、そうでなくして、機構は成り立たないともされ、この事を確りと見極め、「市民のための奉仕者たる、職員の質の向上を促す」
10 のが議員の務めだと言うことです。

改めて、陳情の要旨

これまでの記載事項は、過程を経て現在に至ることを、裏事情として照会した迄のことです。
15

私が陳情する用件は、事例を挙げますと、かなりの年数を経て、船橋市の公文書が届けられ、それには「船橋市は寄せ付けない方針で、若しも、問い掛けてきたら、それなりの」手
に出るという、宣告の内容でした。市民権剥奪の手に出ていたことを公表したわけですが、
20 問答無用の措置に遭っていたとは、この時点で知り得ました。

ここには法的な問題が絡みますが、私が船橋市へ申し立てた用件は、「市長への手紙」での「領収書」の解説と、口頭での、会計課への、例規遵守を促した事のみで、回答は皆無で今日に至ります。

採決の問題ではありません。接触もない市民を、ほぼ10年にも亘って「寄せ付けるな」
25 との執行姿勢にある、この事が「船橋市例規」に適合しているや否やの問題です。

職員への「寄せ付けるな」の指令を解き、市民として扱ってもらえるよう、調査の上、私の申し立てが妥当とあれば、便宜をお計らい下されまいかと、この事のみが陳情の理由です。